

指名停止措置状況

【物品の購入等】

No.	業者名	登録代理人	住所	指名停止の期間	指名停止の理由
1	株式会社トーチコンサルタント	北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目238番2号	R8.1.27 ~ R8.5.26	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
2	株式会社クリーン工房	本店	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2さいたま新都心LAタワー30階	R8.5.19 ~ R8.8.18	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役(当時)は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。以上のことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。